

基幹水利施設の整備等に関する意見書

農業農村は、国民に安全で安心な食糧を安定的に供給するだけでなく、環境や国土保全等多面的機能を有し、国民の生活や地域社会の健全な発展に大きく寄与しており、将来にわたりその機能を適切かつ持続的に発揮していくことが重要である。

当地域は、日本一の梅やみかんを基幹作物とした果樹農業地帯であるが、農業用水については水源に乏しく確保が困難な状況であることから、農業用水の安定供給を図るため、田辺市及びみなべ町が協力し、平成7年度に国営南紀用水水利事業が、平成14年度には国営附帯県営かんがい排水事業が完了したところである。

事業完了後、南紀用水土地改良区がダムをはじめ頭首工などの取水施設や用水路について維持管理を行ってきたが、年月を重ねるごとに施設の老朽化が進行し、順次更新等の時期を迎えており、今後とも農業の持続的発展を図るためには、適切な管理や計画的な更新整備等を進める必要がある。

これらの施設や水源施設であるダムの改修等については、膨大な費用と高度な技術力が必要となり、こうした条件を満たす事業主体は国以外にはないことから、国営事業として実施していただいているところである。

また、一方では、農産物の価格低迷、農村の過疎化、高齢化の進行など農村地域の疲弊は限界に達しつつあり、施設の維持管理に対し農家へのこれ以上の負担増は望めない状況となっている。

現在、政府の地方分権改革推進委員会等において、国と地方の役割分担の見直しが検討され、地方農政局は大半の業務を地方自治体に移管し、廃止すべきとの議論がなされている。国民的・国家的要請でもある食糧自給率の向上を果たすための国の役割を考えたときに、地方自治体に人材や財政的な裏付けもないまま事務移管をすることになれば、地方自治体にとっても新たな負担として厳しい状況が想定されるだけでなく、国としての責任放棄ともなりかねない事態を招くおそれが強く懸念される場所である。

よって、今後とも農業農村が食糧供給や国土保全等の多面的なその役割を十分果たすことのできるよう、広域的かつ大規模な基幹的農業水利施設の整備・管理等について、引き続き国営事業として国の責任において実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日

田 辺 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

衆議院議長

参議院議長